
○議長（我孫子洋昌君） ただいまから、休会を解き、本会議を再開いたします。
ただいまの出席議員数は、全員の 7 人です。
定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 1 「委員会報告」
議会の運営について、議会運営委員長から報告をいただきます。
大西 功 議会運営委員長。

○議会運営委員長（大西 功君） 令和 6 年下川町議会定例会 3 月定例会議の運営について、去る 3 月 7 日及び 11 日に開催いたしました議会運営委員会の審議結果について御報告いたします。

当日は、今定例会議日程の変更、追加提案予定事項及び一般質問の日程について審議を行いました。

今定例会議の審議を要する期間につきましては、3 月 6 日から 17 日までの 12 日間としておりましたが、3 月 10 日から町内で断水が発生し、その対応に期間を要していることから、4 日間延長して 21 日までの 16 日間に変更することとし、今後の本会議については、本日 13 日、18 日及び 21 日とすることといたしました。

また、今定例会議の追加提案予定事項につきましては、本日追加される議会提案は 2 件で、内容は、委員会報告 1 件、委員会審査報告 1 件であります。

提案議案の審議要領等についてであります。議会提案 2 件については、提案日に本会議において報告、審議を行うことにいたしました。

次に、一般質問につきましては、3 月 7 日、午前 10 時の通告期限までに、6 名の議員から通告がありました。このことから、3 月 18 日に 6 名の一般質問を行うこととしました。

なお、質問方法等は、下川町議会会議条例及び下川町議会会議条例等運用例に基づいて行うこととなります。

以上、議会運営委員会における審議結果報告といたします。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま報告がありましたが、お諮りします。

委員長の報告のとおり、3 月定例会議の審議を要する期間について、17 日までの 12 日間としておりましたが、4 日間延長し、21 日までの 16 日間としてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 異議なしと認め、3 月定例会議の本会議の審議を要する期間は、21 日までの 16 日間とします。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 2 議案第 81 号「下川町多目的宿泊交流施設の指定管

理者の指定について」を議題といたします。

本案については、総務産業常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

小原仁興 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（小原仁興君） 今定例会議において当委員会に付託を受けました、議案第 81 号 下川町多目的宿泊交流施設の指定管理者の指定について、委員会における審査の経過と結果について報告します。

審査に当たり、総務企画課長、教育課長などから、議案、説明資料等により、多目的宿泊交流施設の指定管理者の指定について説明を受けました。その主な審査内容について報告します。

本案は、公の施設の管理運営を指定管理により行うものであり、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものです。

下川町指定管理者候補者の選定に係る選定書を基に選定経緯の説明が行われ、審査の結果、下川町多目的宿泊交流施設については「G r a t e I n c（グレート インク）」を指定管理者として選定し、指定管理の期間を令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの 5 年間とするとの説明がありました。

委員からの質疑では、「生徒が抱える心身不安や学校生活のトラブルに対して、どのような対応をしていくのか。」に対し、「生徒を預かる施設なので、不登校等があった場合は、学校から指定管理者へ話が行くことになる。指定管理者から保護者へ連絡をすることになるが、状況が好転しない場合は教育委員会も関与していく形になる。指定管理候補者からは、それらを未然に防ぐ取り組みとして、教員の資格を有したスタッフが月 1 回程度、宿泊交流施設の生徒を対象に面談をしていきたいとの提案がされている。」

「一般宿泊の受け入れの可能性はあるのか。」に対し、「一般の宿泊を受け入れることはないと思う。過去に一般の宿泊を受け入れたことにより、消灯時間を守らなかったり、飲酒等に伴う騒音など、生徒に悪影響があったため、一般の受け入れをやめた経緯がある。合宿の受け入れはしていたが、食事提供のない素泊まり合宿の対応をしていた。スキー合宿や林業合宿がそれに当たるが、今後は食事付き合宿として受け入れたいとの提案がされている。」

「多目的宿泊交流施設の学生で、途中で退学をしてしまうような事案は今まであったのか。」に対し、「過去にもそのような事案はあった。相互の認識を、親子・指定管理者・行政が理解した上で入居をすることで、卒業まで学校生活を送られる形に進めていきたい。」との答弁がありました。

委員からは、「施設改修は、限られた予算の中で、老朽に伴う不良箇所については適切に改修するとの方向が示された。利用者・指定管理者に不都合のない生活環境を維持していただきたい。」との意見がありました。

委員会としては、次の意見を付すものであります。

「多目的宿泊交流施設については、生徒との関係構築や心身のケアが伴うため、その全ての負担を指定管理者に負わせるのではなく、状況により行政も関わることで指定管理者の持続的な事業継続がかなう形を構築していただきたい。」

以上、当委員会の審査の結果、本条例は、原案どおり可決すべきものと決したところであります。議員各位の御協賛をお願い申し上げ、審査の結果と経過についての報告とします。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま報告がありましたが、これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。
これから討論に入ります。
まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。
これから、議案第 81 号を採決します。
本案に対する委員長の報告は、可決です。
議案第 81 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。
したがって、議案第 81 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。
なお、3 月定例会議の再開は、3 月 18 日、午前 9 時 30 分からとなりますので、御出席をお願いいたします。
ここで、町長から申し出により報告があります。
町長。

○町長（田村泰司君） それでは、議長からお許しを頂きまして、ここで報告、御挨拶をさせていただきます。
このたびの水道管の漏水につきまして、町民の皆さまには多大な御迷惑、御不便、御心配をお掛けしたことに、この場をお借りして深くお詫びを申し上げます。
経過を申し上げますと、3 月 10 日、午前 10 時頃、浄水場において異常流水を検知いた

しまして、市街地の一部でございますけれども、水量が弱いですとか、赤水が出る、そして断水などが発生をいたしましたところであります。

いろいろ調査をしたところでありますけれども、大規模な水漏れの疑いがありまして、担当の町民生活課の方で、水漏れ箇所を特定するため調査を進めてまいりましたけれども、継続して夜を徹して漏水箇所がないか、道路等の数箇所を点検する、また、仕切弁で漏水箇所の特定作業を行いましたけれども、10日の夜では発見することができず、原因が特定できなかった状況でございます。

ちょっと遡りますけれども、10日、午後4時45分に各所属長を招集しまして、災害対策本部ということで設置をし、状況の共有と対応を協議したところでございます。

対応といたしましては、10日、午後7時45分から、各戸へ給水パック、一世帯6リットルを配布するとともに、11日の各公共施設の休館を決定し、ホームページ、スマホ役場、IP告知端末、UHBの地デジ広報、そして広報車を使って、随時情報をお知らせしてきたところでございます。

また、各福祉医療施設等については、調理に係る飲料水の確保等を行い対応するとともに、酪農家の皆さんへは、消防の水槽車を利用させていただいて給水を行ったところでございます。

また、水道水の水量を確保しなければならないということで、11日午前から計画的に3時間ごとに2時間程度の通水を行うとともに、役場、あけぼの園、錦町の駐車場、中学校と4か所、給水所を設けました。

12日については、前日の4か所に加えて、復旧作業のために断水する区域の2か所増やして給水を行ったところでございます。

11日夜12時頃から12日の午前4時まで、夜通しで再度漏水調査を実施し、西町国道沿いに漏水箇所を発見し、午前8時から10時まで断水をさせていただいて、その後、10時から、一部の地域を除き、通常どおりの通水を開始させていただいたところでございます。

復旧作業については、12日の午前9時45分から開始をいたしましたけれども、現地の状況が非常に複雑で、水道管の発見に時間を要したこと、また、現地の雨水枡、それから電柱の位置などの影響により、作業が非常に困難な状況でございまして、時間を要したところであります。12日夜、また作業を継続しまして、断水が続いておりました市街地の西町地区においては、午後11時半頃、通常に戻りましたが、現在も西町の郊外の一部と上名寄地区においては断水が続いておりまして、復旧までもう少しお時間を頂くことになっておりまして、午前中には復旧を目指したいと…今作業を続けているところでございまして、引き続き給水対応などを進めているところでございます。

このたびの断水対応に当たっては、北海道開発局、北海道、上川町村会、近隣の市町村、そのほか各市町村、それから消防などの各関係機関等の御支援を頂きまして、給水パックや給水車両、給水タンク、人的支援、技術者の派遣、水道水の供給、入浴施設の開放などの多くの御支援を頂いたことに深く感謝を申し上げます。また、そのほかの皆さんからも支援の申し出や激励の言葉を頂いたところでございます。

今回の漏水の原因につきましては、水道管に3mの亀裂が入ったことによる漏水でございます。外部から何らかの圧力が一点にかかったこと、また、経年劣化も考えられますけ

れども、詳細は不明でございます。

町民の皆さまには、温かい御理解を頂いたことに改めて感謝を申し上げます。

今後におきましては、引き続き水道管の調査、あるいは今後の更新計画というのを作りながら、計画的な更新を進めるとともに、今回の事案を教訓に、こういった断水対応を進めてまいりたいと思いますので、議員各位、町民の皆さまの御理解をお願い申し上げます。

また、議会の皆さまには、議会の日程についても、断水対応を優先するため、日程変更、会期の延長等に御配慮いただいたことに心から感謝を申し上げます。ありがとうございました。

○議長（我孫子洋昌君） 本日は、以上をもって散会とします。お疲れさまでした。

午前10時15分 散会